

十勝少年サッカー連盟 規約

第1条 名称

この会は十勝少年サッカー連盟と称する。(以下本連盟という)

第2条 目的

本連盟は、一般社団法人十勝地区サッカー協会定款第1章第3条に基づき、十勝管内少年団同士の緊密な連携により、サッカー少年団の相互協力を図り資質の向上に努め、少年サッカーの育成と発展に寄与することを目的とする。

第3条 構成

本連盟に登録したチームの指導者又は代表者及び個人で構成する。

2 前項の個人の任命は役員会の議を経て選出し、総会の承認を得るものとする。

第4条 事業

本連盟の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) サッカー少年団の相互研修、資質の向上に関する事。
- (2) 指導者の交流、情報交換に関する事。
- (3) サッカー調査、研究、広報に関する事。
- (4) 十勝管内で開催される少年サッカー大会の実施と運営に関する事。
- (5) 幼児サッカーの育成に関する事。
- (6) その他目的達成のため必要な事業。

第5条 事務局

本連盟は、事務円滑のため事務局をおく。事務局は事務局長宅におく。

2 事務局は、本連盟の庶務、会計、他団体との連絡、調整及びその他必要事項の処理を行う。

第6条 役員

本連盟に次の役員をおく。

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 会長 1名 | (2) 副会長 若干名 |
| (3) 理事長 1名 | (4) 副理事長 1名 |
| (5) 総務委員長 1名 | (6) 総務副委員長 若干名 |
| (7) 審判委員長 1名 | (8) 審判副委員長 若干名 |
| (9) 技術委員長 1名 | (10) 技術副委員長 若干名 |
| (11) 競技委員長 1名 | (12) 競技副委員長 若干名 |
| (13) 広報委員長 1名 | (14) 運営委員 若干名 |
| (15) 事務局長 1名 | (16) 事務局次長 若干名 |
| (17) 会計監査 2名 | (18) 相談役 若干名 |
| (19) 顧問 若干名 | |

第7条 役員の選出と任期

前条第6条の役員は総会の承認を得るものとする。

- 2 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- 3 補充役員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 任期満了に伴う役員の選出は、役員会の議を経て会長が役員選出のための委員を指名する。当該委員は選考委員会を開き、役員名簿作成のうえ総会に提案し承認を得るものとする。

第8条 役員の任務

会長は本連盟を代表して、その事業執行を統括し、会議を招集する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。
- 3 理事長は事業を執行し、事業運営にあたる。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時は、これを代行する。

- 5 各委員長は理事長を補佐し、当該委員会を運営する。
- 6 各副委員長は当該委員長を補佐し、委員長事故ある時は、これを代行する。
- 7 各運営委員は当該委員会を構成し、事業を執行する。
- 8 事務局長は第5条第2項の業務を行う。
- 9 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故ある時は、これを代行する。
- 10 会計監査は、事業の執行及び会計を監査する。
- 11 相談役・顧問は重要事項について理事長の諮問に応ずる。

第9条 事業運営

各委員会の業務は次の通りとする。

(1) 総務委員会

大会運営を統括し、事業に当たる。
他の委員会に属さない事業に関する事。

(2) 審判委員会

審判講習会の開催及び大会時の審判運営。
審判員の育成及び強化と向上に関する事。

(3) 技術委員会

技術研修会等の開催及び大会等の優秀選手の発掘。
指導者の資質の向上に関する事。
選手の育成及び選抜チームの強化と向上に関する事。

(4) 競技委員会

大会運営に伴う事前準備。
グラウンド整備に関する事。
大会当日の試合進行に関する事。
その他競技に関する事。

(5) 広報委員会

報道機関の対応に関する事。
少年サッカーの広報に関する事。

2 特別部会の業務は次の通りとする。

(1) 幼児部会

大会及び選手の育成に関する事。
幼児サッカーの広報に関する事。

第10条 会議

本連盟の会議は、総会、役員会、委員会会議、理事会とする。

(1) 総会は会計年度終了後60日以内に会長が召集し、事業計画、予算、事業報告、決算等について審議する。

議長は、会長又はこれに準ずるものが務める。

(2) 役員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、各正副委員長で構成し、必要に応じ会長が召集し必要事項について審議する。

(3) 委員会会議は、役員全員で構成し、必要に応じ会長が召集し必要事項について審議する。

(4) 理事会は、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、各正副委員長、で構成し、必要に応じ理事長が召集し必要事項について審議する。

第11条 規約の改廃

規約の改廃については、総会出席者の過半数以上の同意を得なければならない。

2 この規約に定めるものの他、本連盟の運営に必要な事項は別に定める。

第12条 加盟登録

本連盟に加盟登録しようとする団体及び個人は、登録用紙に必要事項を記入し、登録金を添えて毎年4月末日までに登録を完了しなければならない。

- 2 本連盟に加盟登録しようとする団体及び個人は、日本サッカー協会及び日本スポーツ少年団に加盟登録しなければならない。
- 3 年度の途中で本連盟に加盟登録しようとする団体及び個人は、登録用紙に必要事項を記入し、年度分の登録金を添えて速やかに登録を完了しなければならない。

第13条 会計

本連盟の経費は、参加料、団体登録料、個人負担金、寄付金をもってこれに充てる。

- 2 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 3 団体登録費、個人負担金はともに役員会で決定し、総会の承認を得るものとする。

附則（施行期日）

- 1 この規約は昭和63年5月10日から施行する。

附則（定期総会に関する経過措置）

- 1 この規約は平成8年4月20日から施行する。

附則（ " ）

- 1 この規約は平成9年4月19日から施行する。

附則（ " ）

- 1 この規約は平成10年4月18日から施行する。

附則（ " ）

- 1 この規約は平成11年4月17日から施行する。

附則（ " ）

- 1 この規約は平成12年4月15日から施行する。

附則（ " ）

- 1 この規約は平成16年4月17日から施行する。

附則（ " ）

- 1 この規約は平成18年4月15日から施行する。

附則（ " ）

- 1 この規約は平成22年4月10日から施行する。

附則（ " ）

- 1 この規約は平成24年4月21日から施行する。

附則（ " ）

細則

- 1 各種大会は、参加料で運営する。
- 2 本連盟の登録チームは、少年団登録、サッカー協会登録をする。
- 3 本連盟の団体登録料は1団体10,000円とする。
- 4 本連盟の個人負担金はスポーツ傷害保険の人数とし、1名100円とする。
- 5 地域別に役員の中から責任者を選出する。

十勝少年サッカー連盟 顕彰規程

第1条 目的

この規程は、本連盟会員及び役員として連盟発展に寄与し又は会員以外で当連盟発展に協力のあった個人及び団体を顕彰することを目的とする。

第2条 顕彰及びその方法

顕彰にあたっては感謝状を贈呈し、おおむね次の基準に基づき役員会の決定により行うものとする。

(1) 会員が役員として従事し、その年数に達した場合は顕彰する。

① 連続して役員を3期6年以上

② 通算して役員を4期8年以上

(2) 会員もしくは会員以外で顕著な功労があったと認められる個人及び団体に対して顕彰することとする。

第3条 顕彰の時期

顕彰は毎年1月1日現在の調査により定期総会の席上で行うものとする。

附則（施行期日）

1 この規約は昭和63年5月10日から施行する。

十勝少年サッカー連盟 旅費規程 (案)

第1条 目的

この規程は、十勝少年サッカー連盟(以下「本連盟」という。)の役員の旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 旅費の支給

本連盟の役員が出張したときは、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の内容は、日当、交通費および宿泊料とする。

旅費の金額は、別表1に定める額とする。

第3条 旅費の計算

旅費は、最も経済的な通常の経路および方法によって計算する。ただし、業務の都合または天災、交通事故その他やむを得ない事由で予定の順路によることができなかつたときは、実際に経過した経路および方法によって計算する。

2 鉄道運賃の額は、次の各号に規程する旅客運賃(以下「運賃」という。)、急行料金および特急料金とする。

(1) 運賃は、その乗車に要する料金とする。

(2) 特急料金は、片道50km以上の出張の場合とする。

3 航空運賃の額は、その搭乗に要する運賃の額による。なお、航空機を利用できる地域などについては、理事長が別に定める。ただし、運賃は別表1に定める額とする。

4 出張中に電車、バス、タクシーなどの交通機関で、特に必要と認めるときは、その実費を支給する。

5 日当は、出張した日から帰着当日までの日数により支給する。ただし、午後から出張した場合または午前中に帰着した場合は、その日の日当は2分の1の額とする。

6 宿泊料は、宿泊日数に応じ、所定の料金を支給する。ただし、夜行列車船舶を利用するとき、特別の必要がある場合以外は支給しない。なお、車船舶には航空機を含む。

第4条 旅費の請求・精算手続

出張命令を受けた者は、別に定める様式により旅費を請求するものとする。

2 宿泊を伴う出張および特に必要と認められる旅費については、出張前に予算金額内で概算払いの請求をすることができる。

3 旅費の精算は、出張が終わった日の翌日から起算して1週間以内に行わなければならない。

第5条 旅費の分担

旅費の全部または一部について他から支給される場合には、この規程により計算された金額の差額を支給する。

第6条 補則

(附 則)

本規程は、平成26年4月19日より施行する。

別表1(第2条関係)

区分	日当	交通費	宿泊料
宿泊の場合	2,000円	実費	8,000円
日帰りの場合	2,000円	実費	